

指定申請等に係る提出書類早見表（水道法に基づく届出の区分）

届出内容		提出書類	指定申請書 (様式第1)	機械器具調書 (別表)	誓約書 (様式第2)	主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)	指定事項変更届出書 (様式第10)	廃止・休止・再開届出書 (様式第11)	登記簿謄本 (発行から3か月以内のもの)	定款又は寄付行為の写し	住民票 (発行から3か月以内のもの)	主任技術者証の写し	主任技術者免状又は 確認事項4項目 (別紙1)	更新時における	提出期限等
指定申請（法人）	(法25条の2)		○	○	○				○	○		○			
〃（個人）	(施行規則18～20条)		○	○	○						○	○			
指定更新（法人）	(法25条の3の2)		○	○	○				○	○		○	○		所管する水道事業者が設定する受付期間内注) 2
〃（個人）	※上記規定基準		○	○	○						○	○	○		
主任技術者の選任	(法25条の4)					○							○		遅滞なく注) 1
主任技術者の解任	(施行規則21、22条)					○									
変更等	氏名又は名称（法人）				○		○		○	○					変更のあった日又は廃止・休止した日から30日以内
	氏名又は名称（個人）						○				○				
	法人の代表者				○		○		○	○					
	住所（法人）						○		○	○					
	〃（個人）						○				○				
	法人の役員氏名				○		○		○						
	事業所の名称、所在地						○								
	廃止、休止							○							
	再開							○							

○：提出するもの

注) 1 指定を受けたときは、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、

当該事由が発生した日から2週間以内。

※書類等を提出する場合は、各水道事業所に再確認してください。

注) 2 更新時における確認事項4項目

水道事業者は、指定更新の申請時において、当該指定給水装置工事事業者が、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条で定めた運営基準に従い、適正に給水装置工事業を運営できているかどうか確認を行うことが求められている。

確認事項1 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

確認事項2 指定給水装置工事業者の業務内容

確認事項3 給水装置工事主任技術等の研修状況

確認事項4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況